使用前検査申請書

関 原 発 第480号 2021年11月18日

経済産業大臣 萩 生 田 光 一 殿 原子力規制委員会 殿

> 大阪市北区中之島3丁目6番16号 関 西 電 力 株 式 会 社 執 行 役 社 長 森 本 孝

電気事業法第49条第1項の規定により次のとおり使用前検査を受けたいので申請します。

検査を受けようとする	ルにより次のとわり使用削快宜を受けたいので中請しより。						
原子力発電工作物に係る	名 称 美 浜 発 電 所 所在地 福井県三方郡美浜町丹生						
事業場の名称及び所在地							
原子力発電工作物の概要	美浜発電所第3号機 原子力設備 廃棄設備 気体、液体又は固体廃棄物処理設備 容器 主配管 堰その他の設備 原子炉格納容器本体外に設置される流体状の放射性 廃棄物を内包する容器からの流体状の放射性廃棄物 の漏えいの拡大を防止するために施設する堰 原子炉格納容器本体外の廃棄物貯蔵設備又は廃棄物処 理設備からの流体状の放射性廃棄物の漏えいの検出装 置又は自動警報装置						
	工事計画の届出年月日 2021年6月1日						
検査を受けようとする	構造、強度又は漏えいに係る試験をすることができる状態になった時 (一号)						
工事の工程	工事の計画に係る全ての工事が完了した時(五号)						
検 査 希 望 年 月 日	(一号) 自 2021年12月21日 至 2022年 4月						
	(五号) 2022年 4月						
使用開始予定年月日	2022年 4月						
原子炉等規制法第43条の3の 11第1項の検査のための申請 を し た 場 合 は 、 そ の 年 月 日	2021年11月18日						

添付資料-1:工事の工程に関する説明書

添付資料-2:工事の工程における放射線管理に関する説明書

工事の工程に関する説明書

年月	2021年					2022年			
項目	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
						_	工事期間		
					+				-
美浜発電所3号機 原子力設備 廃棄設備						使用	△ 前検査(⁻	一号)	
								使用	◆ ▲ 前検査 (五

△ 材料検査、寸法検査、外観検査、組立て及び据付け状態を確認する検査、耐圧検査、漏えい検査

▲ 機能·性能検査

工事の工程における放射線管理に関する説明書

- 1. 検査に伴う放射線管理
- (1) 検査に係る作業区域の区画及び汚染拡大防止
 - a. 管理区域内においては、表面汚染密度等の環境条件に応じて、適切な汚染拡大防止策をとる。
 - b. 検査予定場所の表面汚染密度は低く保たれており、特別な管理は必要ない。
- (2) 検査中の放射線管理

検査中は放射線管理専任者が、検査を行う者に対して適切な被ばく管理を行う。

(3) 個人被ばく管理 被ばく線量はガラスバッジ及び警報付デジタル線量計を用いて測定する。

2. 検査場所の区域区分

3号機 原子炉補助建屋

(1) 汚染区分

B区域 核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示(平成27年8月31日 原子力規制委員会告示第8号)に定める表面密度限度及び放射線業務従事者の呼吸する空気中の放射性物質の濃度限度を超えるおそれのない区域

(2) 線量当量率区分

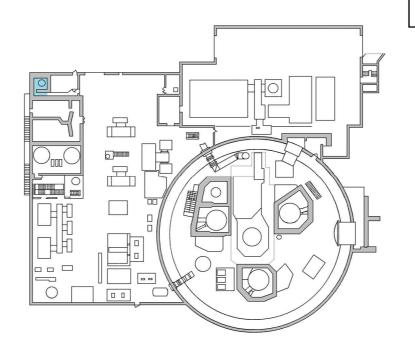
1区域 0.1 mSv/h以下の区域

2区域 0.1 mSv/hを超え、1 mSv/h以下の区域

3. 管理区域検査場所図

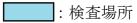
別紙参照

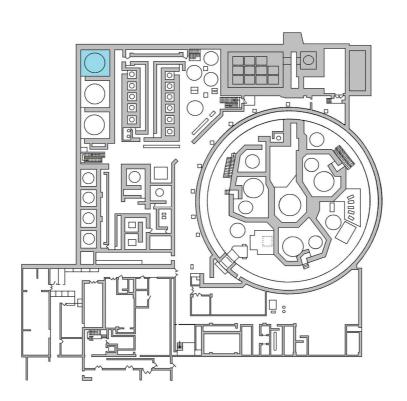
管理区域検査場所図



3号機

原子炉補助建屋 EL. 32.3m





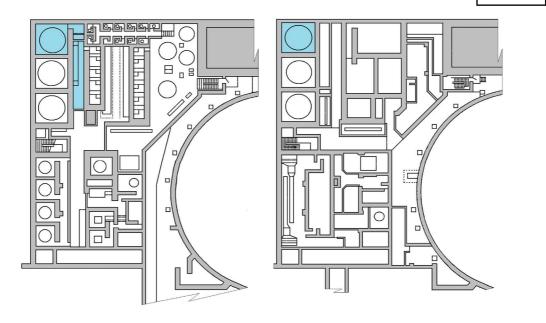
3号機

原子炉補助建屋 EL. 24.0 m

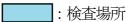
_____:検査場所

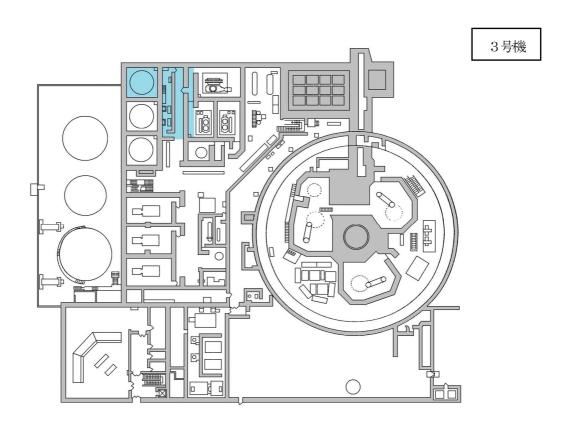
管理区域検査場所図

3号機



原子炉補助建屋 EL. 20.1m·27.1m





原子炉補助建屋 EL. 17.0m

: 検査場所

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の改正(令和2年4月1日施行)に伴い、 使用前検査申請書中「原子炉等規制法第43条の3の11第1項の検査のための申請をした場合は、その年月日」とあるのは「原子炉等規制法第43条の3の11第3項の確認のための申請をした場合は、その年月日」と読み替えるものとする。